

設計

検算

第 号	工 事 設 計 書	
	事 業 名	令和8年度 道路メンテナンス事業
	工 事 名	西ノ宮2号橋補修工事
	位 置	阿波市土成町浦池
	橋梁補修工事 工事費 円也 工 事 価 格 消費税相当額	
工 概	事 要	L= 14.1 m W= 7.0 m 橋梁補修工一式 橋梁塗装工 A=146m2、構造物補修工 1.0式 支承補修工 1.0式、伸縮装置取替工 1.0式 仮設工 1.0式
起 理	工 由	

執 行 年 度	令和 8 年度
工 事 名	西ノ宮2号橋補修工事
変 更 回 数	
諸 経 費 区 分	公共 令和08年度
工 種 区 分	橋梁保全工事
単 価 適 用 年 月 日	令和08年08月01日 公共
単 価 地 区	徳島東部 1
機 損 適 用 年 月 日	令和08年 公共機械損料
歩 掛 適 用 年 月 日	令和08年07月 公 共
施工地域・施工場所	補正無し
前払金支出割合区分	3 5 %を超え 4 0 %以下
契約保証に係る補正	発注者が金銭的保証を必要とする場合
現 場 環 境 改 善 費	計上しない

西ノ宮2号橋補修工事

[illegible]

本工事費内訳書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 摘 要
橋梁保全工事02	1	式			
橋梁塗装工	1	式			
現場塗替塗装工 鋼桁部	1	式			
塗膜剥離剤工	1	式			
塗膜剥離剤塗布・塗膜除去 鋼桁・箱桁構造 時間制限無 機労 昼間 2回	293	m2			施 1 号
廃材の回収・積込 時間制限無 昼間	293	m2			施 2 号
素地調整	1	式			
塗替塗装 素地調整1種ケレン・フラスト処理 かす回収・積込有	146	m2			施 3 号
橋梁塗装工	1	式			
塗替塗装 下塗 有機ソノクラッチペイント:1層 スプレー	146	m2			施 4 号
塗替塗装 下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂:2層 スプレー	146	m2			施 5 号
塗替塗装 中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂 濃彩 スプレー	146	m2			施 6 号
塗替塗装 上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂 濃彩 スプレー	146	m2			施 7 号
現場塗替塗装工 防護柵部	1	式			
素地調整	1	式			
塗替塗装 素地調整3種ケレンA	28	m2			施 8 号
防護柵塗装工	1	式			
塗替塗装 下塗 鉛・クロムフリー錆止めペイント:2層 はけ・ローラー	28	m2			施 9 号
塗替塗装 中塗 長油性フタル酸樹脂 濃彩 はけ・ローラー	28	m2			施 10 号

本工事費内訳書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 摘 要
塗替塗装 上塗 長油性フタル酸樹脂 濃彩 はけ・ローラー	28	m2			施 11 号
下フランジ曲面加工	1	式			
下フランジ曲面加工 R面取り R=2mm以上	169	m			施 12 号
高力ボルト取替工	1	式			
高力ボルト取替工	1	式			
高力ボルト撤去工	2	本			施 13 号
高力ボルト本締工（極小規模）	2	本			施 14 号
ビニール仕上げ工	2	本			施 15 号
摩擦接合用高力ボルト（トルジヤ） S10T M22×80	2	組			
構造物補修工	1	式			
ひび割れ補修工	1	式			
浸透性エポキシ樹脂塗布工法 RC床版（上向き施工）	1	式			
ひび割れ部清掃	233	m			施 16 号
塗布浸透接着 アルファテック388	233	m			施 17 号
仕上げ サンダーケレン	233	m			施 18 号
支承補修工	1	式			
支承金属溶射工 線支承 反力1,500KN以下	1	式			
材料費	6	基			単 1 号
潤滑性防錆剤, プラスチック, 金属溶射, 封孔処理 数量少量による労務補正(2.5)	6	基			施 19 号

本工事費内訳書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 摘 要
仕上げ塗装 数量少量による労務補正(2.5)	6	基			施 20 号
諸雑費	38	%			
モルタル打替工	1	式			
杏座コンクリートはつり(支承直下部以外)	0.028	m3			P 1 号
無収縮モルタル工(極小規模)	0.012	m3			施 21 号
材料費 無収縮材 セメント系プレミックスタイプ	0.012	m3			単 2 号
殻運搬処理工	1	式			
殻運搬 コンクリート(無筋)構造物とりこわし 機械積込	0.03	m3			P 2 号
コンクリート塊(無筋) 40cm角未満	0.03	m3			
伸縮装置取替工	1	式			
伸縮装置取替工	1	式			
橋梁用伸縮継手装置設置工 補修 普通型 2車線相当 夜間なし	14.1	m			
橋梁用伸縮装置 車道用 伸縮量20mm フロアジョイント同等品	14.1	m			
殻運搬処理工	1	式			
殻運搬 コンクリート(無筋)構造物とりこわし 機械積込	0.76	m3			P 2 号
コンクリート塊(無筋) 40cm角未満	0.76	m3			
防護柵補修工	1	式			
防護柵補修工	1	式			
部材撤去(レール撤去) 路側用 A・B・C種	2.65	m			施 22 号

本工事費内訳書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 摘 要
部材設置(直線型設置) 路側用 A・B・C種	2	m			施 23 号
部材設置(袖型設置) 路側用 A・B・C種	0.65	m			施 24 号
スクラップ ヘビー H3	0.019	t			
アスファルト舗装補修工	1	式			
舗装版取り壊し工	1	式			
舗装版切断 アスファルト舗装版 15cm以下	8	m			P 3 号
舗装版破砕 アスファルト舗装版 厚15cm以下	23	m2			P 4 号
アスファルト舗装工	1	式			
不陸整正 28mm以上34mm未満	23	m2			P 5 号
表層(車道・路肩部) 1層当り仕上厚50mm 再生密粒度7スコン(13)	23	m2			P 6 号
殻運搬処理工	1	式			
殻運搬 舗装版破砕 機械(騒音対策不要、厚15cm以下)	1	m3			P 7 号
アスファルト塊	1	m3			
区画線工	1	式			
区画線設置 溶融式手動 実線 15cm 塗布厚1.5mm 白	9	m			施 25 号
区画線設置 溶融式手動 実線 45cm 塗布厚1.5mm 白	2.3	m			施 26 号
仮設工	1	式			
足場工 足場共用日数4月	1	式			
床版補強用足場 タイプ-A3 吊足場 (桁高h<1.5)	110	m2			施 27 号

本工事費内訳書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 摘 要
床面シート張り 防護工 足場材の搬入・搬出必要	110	m2			施 28 号
湿式塗膜剥離剤工用養生シート工 組立解体費+損料 橋梁路面からの足場材搬入	110	m2			施 29 号
プラスチック用養生シート工 組立解体費+損料 橋梁路面からの足場材搬入	110	m2			施 30 号
床版補強足場 タイプ-B 両面朝顔	110	m2			施 31 号
防護工 足場材の搬入・搬出必要 両面朝顔 シート張防護	110	m2			施 32 号
橋梁地覆補修足場・防護工 タイプ E シート	53	m2			施 33 号
交通管理工	1	式			
交通誘導警備員 B	20	人日			施 34 号
直接工事費計					
共通仮設費計	1	式			
共通仮設費(積上げ)	1	式			
安全費	1	式			
環境対策資機材	1	式			単 3 号
安全衛生保護具	1	式			単 4 号
共通仮設費(率化)	1	式			
共通仮設費率分	1	式			
純工事費	1	式			
現場管理費	1	式			
工事原価	1	式			

本工事費内訳書

[illegible]

西ノ宮2号橋補修工事

[illegible]

阿波市

第 3 号 単価表					
環境対策資機材					
1 式 当り					
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 摘 要
簡易セキュリテールーム	1	台			
負圧集塵装置 5～7m3/min	1	台			
基本管理費 負圧集塵装置	1	台			
負圧集塵装置用1次フィルター	14	枚			
負圧集塵装置用2次フィルター	3	枚			
負圧集塵装置用HEPAフィルター	1	枚			
吸気用ダクト 10m (ベクトリアダクト)	3	本			
排気用ダクト 100m (ポリダクト)	0.3	本			
真空掃除機	1	台			
基本管理費 真空掃除機	1	台			
真空掃除機用1次フィルター	3	枚			
真空掃除機用HEPAフィルター 2次とHEPA兼用タイプ	1	枚			
エアシャワー	1	台			
基本管理費 エアシャワー	1	台			
エアシャワー用1次フィルター	3	枚			
エアシャワー用HEPAフィルター	1	枚			
計					
単位当たり					

西ノ宮2号橋補修工事

[illegible]

阿波市

阿波市

阿波市

阿波市

阿波市

阿波市

阿波市

阿波市

阿波市

西ノ宮2号橋補修工事

[illegible]

阿波市

阿波市

阿波市

阿波市

阿波市

西ノ宮2号橋補修工事

[illegible]

阿波市

西ノ宮2号橋補修工事

[illegible]

阿波市

阿波市

阿波市

阿波市

第 3 号 施工パッケージ 舗装版切断 アスファルト舗装版 15cm以下							1 m 当り
名 称 ・ 規 格	金額 構成 比 (%)	金 額	構成 比 (%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号 摘 要	
【機械】							
コンクリートカッタ[ハキューム式(超低騒音)・湿式・エンジン] 通称 (切削深)20cm級 フレート径 φ56cm							
その他(機械)							
【労務】							
特殊作業員							
土木一般世話役							
普通作業員							
その他(労務)							
【材料】							
コンクリートカッタ (フレート) 径18インチ							
ガソリン レギュラー							
その他(材料)							
【端数調整】							
[条件] [J1] = 1 舗装版種別 アスファルト舗装版				[J2] = 1 アスファルト舗装版厚 15cm以下			
[J5] = 1 費用の内訳 全ての費用							

阿波市

第 5 号 施工パッケージ 不陸整正 28mm以上34mm未満							1 m2 当り
名 称 ・ 規 格	金額 構成 比 (%)	金 額	構成 比 (%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号 摘 要	
【機械】							
モータレータ〔土工用・排対型2014年規制〕 プレート幅3.1m							
ロータリー (マカダム) 10～12t							
タイヤロー〔普通型〕 運転質量13～14t							
【労務】							
運転手(特殊)							
普通作業員							
特殊作業員							
土木一般世話役							
【材料】							
再生クラッシャー RC-40							
軽油							
【端数調整】							
[条件] [J1] = 2 補足材料の有無 有り				[J2] = 6 補足材料平均厚さ 28mm以上34mm未満			
[J3] = 6 補足材料 再生クラッシャー RC-40				[J4] = 1 費用の内訳 全ての費用			

第 6 号 施工パッケージ 表層(車道・路肩部) 1層当り仕上厚50mm 再生密粒度アスコン(13)							1 m2 当り
名 称 ・ 規 格	金額 構成 比 (%)	金 額	構成 比 (%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号 摘 要	
【機械】							
アスファルトフィニッシャー [ホイール型]舗装幅2.3～6.0m							
タイヤローラ[普通型] 運転質量13～14t							
ロードローラ (マカダム) 10～12t							
その他(機械)							
【労務】							
普通作業員							
運転手(特殊)							
特殊作業員							
土木一般世話役							
その他(労務)							
【材料】							
再生アスファルト混合物 再生密粒度アスコン(13)							
アスファルト乳剤 PK-3 プライムコート用							
軽油							
その他(材料)							
【端数調整】							
[条件] [J2] = 50.000 mm 1層当り平均仕上り厚				[J1] = 4 平均幅員 3.0m超			
[A1] = 11 材料 再生密粒度アスコン(13) [J6] = 1 費用の内訳 全ての費用				[J4] = 3 瀝青材料種類 プライムコート PK-3 [y2] = 1 アスコン 夜間単価区分 夜間単価無し			

阿波市

数量総括表

[illegible]

数量総括表

工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	西ノ宮2号橋	摘要
						数量	
橋梁保全工事							
	橋梁補修工	支承補修工			式	1	
			支承金属溶射工	支承リバイバルシステム同等品	箇所	6	
			モルタル打替工法	無収縮モルタル	m3	0.012	
				無収縮モルタル(材料)	kg	22.1	
				沓座コンクリートはつり	m3	0.028	
			殻運搬・処分	無筋コンクリート	m3	0.03	
					t	0.07	
		伸縮装置取替工			式	1	
			簡易鋼製ジョイント	ブロフジョイントCDx型-20用同等品	m3	14.1	
			シール材	シリコン系	L	0.95	
			後打コンクリート	超速硬コンクリート(36-12-25)		0	
			通し筋	D16×7024(SD345)	m	56.2	
					kg	87.7	
			コンクリートアンカー	D16用(SD345)	本	224	
			接合部用接着剤	伸縮量20用	式	2	
			殻運搬・処分	無筋コンクリート	m3	0.76	
					t	1.78	
		防護柵補修工			式	1	
			塗装塗替工	Ra-Ⅲ	m2	27.995	
			ビーム取替	一般部ビーム	m	2	Gr-C-2B
				袖ビーム	m	0.65	Gr-C-2B
			スクラップ	ヘビー H3	kg	19.4	
		背面舗装補修工			式	1	
			舗装版切断工	t=50mm	m	7.8	
			舗装版破碎工	t=50mm	m2	22.7	
			アスファルト舗装工	表層、再生密粒度AS(13)、t=50mm	m2	22.7	
			区画線	白、15cm	m	9	
				白、45cm	m	2.3	
			殻運搬・処分	As殻(舗装版破碎)	m3	1.13	
					t	2.66	
		仮設工			式	1	
		補修用足場工	吊り足場	タイプA3	m2	109.59	板張防護・シート張防護
			地覆補修工用足場	タイプE	m2	53.39	
			プラスト養生工	プラスト用養生シート工	m2	109.59	
			剥離剤養生工	剥離剤用養生シート工	m2	109.59	

塗替塗装工集計表

西ノ宮2号橋

[illegible]

塗替塗装工 数量計算書							1式当り	
名 称	計 算 式						単位	数量
塗替塗装工	Rc- I 塗装系							
	A1 (G1~G3主桁:端部)							
	2.220	x	0.402	x	2	x 3 = 5.355	m2	
	A2 (G1~G3主桁:テーパー部)							
	2.320	x	0.502	x	2	x 3 = 6.988	m2	
	A3 (G1~G3主桁:中間部)							
	2.420	x	12.269	x	1	x 3 = 89.073	m2	
	A4 (G1・G3垂直補剛材:端部)							
	0.163	x	1	x	4	x 2 = 1.304	m2	
	A5 (G2垂直補剛材:端部)							
	0.163	x	1	x	4	x 1 = 0.652	m2	
	A6 (G1・G3垂直補剛材:中間部)							
	0.215	x	1	x	3	x 2 = 1.290	m2	
	A7 (G2垂直補剛材:中間部)							
	0.215	x	1	x	6	x 1 = 1.290	m2	
	A8 (端支点横桁)							
	1.771	x	2.617	x	2	x 2 = 18.539	m2	
	A9 (中間横桁)							
	0.808	x	2.750	x	2	x 2 = 8.888	m2	
	A10 (中間横桁)							
	1.771	x	2.617	x	2	x 1 = 9.269	m2	
	A11 (添接板)							
	0.398	x	1	x	2	x 1 = 0.796	m2	
	A12 (排水管)							
	0.114	x	π	x	0.875	x 1 = 0.313	m2	
	ボルト面積							
	N=	104	x	3	+	24 x 2		
		+	12	x	2	+	64 x 1 = 448	
	A13							
	6.700	/	1000	x	448	= 3.002	m2	
	横桁控除							
	-0.082	x	0.250	x	4	x 2 = -0.164	m2	
	添接板控除							
	-0.480	x	0.199	x	2	x 1 = -0.191	m2	
	面積合計							
						= 146.404	m2	146.4
	研削材およびケレンかす回収・積込工							
						= 146.404	m2	146.4
	研削材およびケレンかす運搬工							
	146.404	x	40			= 5856.160	kg	5856.2
	研削材標準質量							
	発生材処分(産業廃棄物) 徳島県環境整備公社(徳島東部処分場)							
						= 5856.160	kg	5856.2

塗替塗装工 数量計算書				1式当り	
名 称	計 算 式			単 位	数 量
下フランジ曲面加工	R面取り R=2mm以上 14.081 x 12 = 168.972			m	169.0
湿式塗膜剥離剤工法	湿式塗膜剥離剤工 リペアソルブ 標準使用量 0.5～1.0kg/m2 146.404 x 2 = 292.808			m2	292.8
	剥離剤および塗料かす回収・積込工 = 292.808			m2	292.8
	剥離剤および塗料かす運搬工 $\frac{146.404}{\text{塗膜面積}} \times \frac{1.000}{\text{単位重量}} \times \frac{292.808}{\text{剥離剤面積}} \times \frac{1.000}{\text{単位重量}} = 439.212$			kg	439.2
	発生材処分(低濃度PCB廃棄物(株)富士クリーン = 439.212			kg	439.2

ボルト取替工集計表

西ノ宮2号橋

[illegible]

ボルト取替工 数量計算書				1式当り
名 称	計 算 式	単位	数量	
高力ボルト取替工	高力ボルト取替工 N= 2	= 2 本	2	
	高力ボルト材料費 TCB M22 x 80 N= 2	= 2 本	2	

ひびわれ補修工集計表

西ノ宮2号橋

[illegible]

ひびわれ補修工 数量計算書				1式当り	
名 称	計 算 式			単位	数量
ひびわれ補修工 浸透性エポキシ樹脂塗布工法 'アルファテック380同等品	L1 ※CAD上計測				
	232.85	=	232.85	m	
	施工延長合計	=	232.85	m	232.9

支承補修工集計表

西ノ宮2号橋

[illegible]

支 承 補 修 工 数 量 計 算 書				1 式 当 り	
名 称	計 算 式		単 位	数 量	
支 承 補 修 工	支 承 金 属 溶 射 工 支 承 リ バ イ バ ル シ ス テ ム 同 等 品				
	N				
	3	x 2 = 6	箇 所		
	モ ル タ ル 打 替 工 法				
	無 収 縮 モ ル タ ル				
	0201				
	0.048	x(0.014 + 0.030) = 0.0021	m3		
	0101				
	0.048	x(0.006 + 0.030) = 0.0017	m3		
	0102				
	0.048	x(0.010 + 0.030) = 0.0019	m3		
	0202				
	0.048	x(0.024 + 0.030) = 0.0026	m3		
	0302				
	0.048	x(0.043 + 0.030) = 0.0035	m3		
	体 積 合 計		= 0.0118	m3	0.012
	無 収 縮 モ ル タ ル (材 料)				
	0.0118	x 1875 = 22.125	kg		22.1
	単 位 重 量 (kg / m3)				
	沓 座 コ ン ク リ ー ト は つ り				
	0201				
	0.214	x 0.014 + 0.048 x 0.030 = 0.0044	m3		
	0101				
	0.214	x 0.006 + 0.048 x 0.030 = 0.0027	m3		
	0102				
	0.214	x 0.010 + 0.048 x 0.030 = 0.0036	m3		
	0202				
	0.214	x 0.024 + 0.048 x 0.030 = 0.0066	m3		
	0302				
0.214	x 0.043 + 0.048 x 0.030 = 0.0106	m3			
体 積 合 計		= 0.0279	m3	0.028	
殻 運 搬 ・ 処 分	無 筋 コ ン ク リ ー ト				
	0.0279	= 0.028	m3	0.03	
	0.028	x 2.350 = 0.066	t	0.07	

西ノ宮2号橋

[illegible]

伸縮装置取替工 数量計算書											1式当り				
名 称		計 算 式									単位	数量			
伸縮装置取替工	簡易鋼製ジョイント														
	ブロフジョイントCDx型-20用同等品														
	7.064 + 7.064									=	14.128	m3	14.1		
	シーラ材 シリコン系														
	A1	0.015	×	0.030	×	1.050	×	1000	=	0.473	L				
	A2	0.015	×	0.030	×	1.050	×	1000	=	0.473	L				
	合計									=	0.945	L	0.95		
	後打コンクリート 超速硬コンクリート(36-12-25)														
	A1	7.024	×	0.600	×	0.090					=	0.379	m3		
	A2	7.024	×	0.600	×	0.090					=	0.379	m3		
	合計									=	0.759	m3	0.8		
	通し筋 D16×7024(SD345)														
	A1	7.024	×	4							=	28.096	m		
A2	7.024	×	4							=	28.096	m			
合計									=	56.192	m	56.2			
56.192 × 2									=	87.660	kg	87.7			
単位重量															
コンクリートアンカー D16用(SD345)															
112 + 112									=	224	本	224			
接合部用接着剤															
伸縮量20用															
1 + 1									=	2	式	2			
殻運搬・処分	無筋コンクリート														
	後打コンクリート数量と同じ											=	0.759	m3	0.76
	0.759 × 2.350									=	1.783	t	1.78		

防護柵補修工集計表

西ノ宮2号橋

[illegible]

防護柵補修工 数量計算書				1式当り	
名 称	計 算 式			単位	数量
防護柵補修工	塗装塗替工				
	Ra-Ⅲ				
	A1				
	4.000	x 0.842	= 3.368	m2	
	A2				
	7.350	x 0.842	= 6.189	m2	
	A3				
	14.000	x 0.842	= 11.788	m2	
	A4				
	0.250	x 13.300	= 3.325	m2	
スクラップ	A5				
	0.250	x 13.300	= 3.325	m2	
	面積合計			28.00	m2
	28.0				
	ビーム取替				
	一般部ビーム Gr-C-2B				
	L= 2.000		= 2.00	m	2.0
	袖ビーム Gr-C-2B				
	L= 0.650		= 0.65	m	0.7
	ヘビー H3				
スクラップ	一般部ビーム Gr-C-2B				
	2.000	x 7.600	= 15.200	kg	
	袖ビーム Gr-C-2B				
	0.650	x 6.500	= 4.225	kg	
	重量合計			19.43	kg
	19.4				

背面舗装補修工集計表

西ノ宮2号橋

[illegible]

舗装打換工 数量計算書					1式当り	
名 称	計 算 式			単位	数量	
舗装打換工	舗装版切断工 t=50mm 7.810			= 7.810	m	7.8
	舗装版破碎工 t=50mm 22.666			= 22.666	m2	22.7
	アスファルト舗装工 表層、再生密粒度AS(13)、t=50mm 22.666			= 22.666	m2	22.7
	区画線 白, 15cm 3.0 x 3			= 9.000	m	9.0
	白, 45cm 0.975 + 0.315 + 1.020			= 2.310	m	2.3
殻運搬・処分	As殻(舗装版破碎) 22.666 x 0.050			= 1.133	m3	1.13
	1.133 x 2.350			= 2.663	t	2.66

補修用足場工集計表

西ノ宮2号橋

[illegible]

補修用足場工 数量計算書			1式当り
名称	計算式	単位	数量
仮設工 補修用足場工	吊り足場 タイプA3 板張防護・シート張防護 14.050 x 7.800 = 109.59	m2	109.6
	地覆補修工用足場 タイプ E (1.100 + 0.800) x 14.050 x 2 = 53.39	m2	53.4
	ブラスト養生工 ブラスト用養生シート工 14.050 x 7.800 = 109.59	m2	109.6
	剥離剤養生工 剥離剤用養生シート工 14.050 x 7.800 = 109.59	m2	109.6

環境対策資機材

塗膜除去工：	146	m2	×	2	回塗り/50m2/日	=	6	日						
廃材の回収・積込：	146	m2	×	2	回塗り/50m2/日	=	6	日						
剥離剤用養生シート工：	1	日	×	2	回	=	2	日						
標準施工日数合計：	6	+	6	+	2	=	14	日						
	14	日	×	12月/年/365日/年	=	0.5	ヶ月							
負圧集塵装置, 真空掃除機, エアシャワー供用日数：	14	日	×	1.7	(不稼働係数)	=	24	日						
					=	0.8	ヶ月							
					≒	1.0	ヶ月							
吊足場気積=	幅	7.8	m	×	奥行	14.1	m	×	高さ	1.2	m	=	131.51	m3
負圧集塵装置・真空掃除機必要台数	=	気積	131.51	m3	/15分	/	6	m3/分	=	1	台			

品名	単位	数量	備考
負圧集塵装置	台・月	1	規格：5～7m ³ /min 1台 × 1ヶ月 = 1台・月
負圧集塵装置用 1次フィルター	枚	14	1日1枚使用/台 1台 × 14日 = 14枚
負圧集塵装置用 2次フィルター	枚	3	1週間1枚使用/台(実働5日間で1枚使用) 1台 × 14日 / 5日 = 3枚
負圧集塵装置用 HEPAフィルター	枚	1	3ヵ月1枚使用/台 1台 × 1枚 = 1枚 (14日 使用より 1枚分)
吸気用ダクト	m	30	525m ³ あたり100m使用→250m ³ あたり50m使用→150m ³ あたり30m使用
排気用ダクト	m	30	525m ³ あたり100m使用→250m ³ あたり50m使用
真空掃除機	台・月	1	1台 × 1ヶ月 = 1台・月
真空掃除機用 1次フィルター	枚	3	1週間1枚使用/台(実働5日間で1枚使用) 1台 × 14日 / 5日 = 3枚
真空掃除機用 2次フィルター	枚	1	3ヵ月1枚使用/台 1台 × 1枚 = 1枚 (14日 使用より 1枚分)
真空掃除機用 HEPAフィルター	枚	1	3ヵ月1枚使用/台 1台 × 1枚 = 1枚 (14日 使用より 1枚分)
簡易 セキュリティルーム	台	1	
エアシャワー	台・月	1	1台1ヶ月 1台 × 1ヶ月 = 1台・月
エアシャワー用 1次フィルター	枚	3	1週間1枚使用/台(実働5日間で1枚使用) 1台 × 14日 / 5日 = 3枚
エアシャワー用 HEPAフィルター	枚	1	3ヵ月1枚使用/台 1台 × 1枚 = 1枚 (14日 使用より 1枚分)

橋梁架設工事の積算 令和8年度版 P4-147より

本数量は、本施工範囲を分割施工した場合の数量であり、一括施工の場合は、塗膜除去工数量集計を参照
1週間1枚使用/台については、週休2日を想定し5日で算出した。

安全衛生保護具

塗膜除去工：	146	m2	×	2	回塗り/50m2/日	=	<u>6</u>	日
廃材の回収・積込：	146	m2	×	2	回塗り/50m2/日	=	<u>6</u>	日
剥離剤用養生シート工：	1	日	×	2	回	=	<u>2</u>	日
標準施工日数合計：	6	+	6	+	2	=	<u>14</u>	日

品名	単位	数量	備考
電動ファン付呼吸用保護具	個	2	2人分
呼吸用保護具用フィルター	個	112	1日4個使用／人 2人 × 4個 × 14日 = 112個
使い捨て化学防護服	着	112	1日4着使用／人 2人 × 4着 × 14日 = 112着
防護手袋	組	112	1日4組使用／人 2人 × 4組 × 14日 = 112組
シューズカバー	足	112	1日4個使用／人 2人 × 4個 × 14日 = 112個

橋梁架設工事の積算 令和8年度版 P4-147より

本数量は、本施工範囲を分割施工した場合の数量であり、一括施工の場合は、塗膜除去工数量集計を参照

阿波市土木工事特記仕様書（令和 7 年 2 月 1 日以降適用）

（徳島県土木工事共通仕様書の適用）

第 1 条 本工事の施工にあたっては、「徳島県土木工事共通仕様書 令和 6 年 7 月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

また、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省総合政策局公共事業企画調整課）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。

（徳島県土木工事共通仕様書に対する変更事項等）

第 2 条 「徳島県土木工事共通仕様書 令和 6 年 7 月」に対する変更事項は、次のとおりとする。

また、「徳島県土木工事共通仕様書令和 6 年 7 月」において、「徳島県公共工事標準請負契約約款」、「約款」とあるのは、「阿波市公共工事標準請負契約約款に関する規則（以下「約款」という。）」と読み替えるものとする。

第 1 編 共通編

第 1 章 総 則

第 1 節 総 則

1-1-1-1 適 用

1. 適用工事
削除

1-1-1-2 用語の定義

1. 監督員

監督員とは、主任監督員、現場監督員を総称していう。

なお、主任監督員の明示のない場合における現場監督員は主任監督員の権限を、現場監督員の明示のない場合における主任監督員は現場監督員の権限をそれぞれ併せて有するものとする。

2. 総括監督員

削除

3. 主任監督員

主任監督員とは、現場監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議（軽易なものを除く。）の処理、受注者が作成した図面（軽易なものを除く。）の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施（他のものに実施させ当該実施を確認することを含む。）で重要なものの処理、関連工事の調整、一時中止又は打切りの必要があると認める場合における「発注者」への報告を行う者をいう。

1-1-1-8 監督補助員

受注者は、設計図書で監督補助員の配置が明示された場合は、次の各号によらなければならない。

- (1) 受注者は、監督補助員が監督員に代わり現場に臨場し、立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）

の提出に際し、説明を求められた場合にはこれに応じなければならない。

(2) 監督補助員は、約款第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。ただし、監督員から受注者に対する指示、通知等を監督補助員を通じて行うことがある。

(3) 受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、監督補助員を通じて行うことができる。

1-1-1-9 現場技術員

受注者は、設計図書で建設コンサルタント等に委託した現場技術員の配置が明示された場合は、次の各号によらなければならない。

(1) 受注者は、現場技術員が監督員に代わり現場に臨場し、立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に際し、説明を求められた場合にはこれに応じなければならない。

(2) 現場技術員は、約款第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。ただし、監督員から受注者に対する指示、通知等を現場技術員を通じて行うことがある。

(3) 受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、現場技術員を通じて行うことができる。

1-1-1-11 工事着手

受注者は、設計図書に工事に着手すべき期日について定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日以降30日以内に工事着手しなければならない。

1-1-1-12 工事の下請負

1. 一般事項

受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。

(2) 下請負者が、阿波市の入札参加資格者である場合には、入札参加資格停止期間中でないこと。

(3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

(4) 受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

2. 下請負人の優先選定

受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、阿波市内に主たる営業所を有する者の中から優先して選定するよう努めなければならない。

なお、設計金額が1億円以上の工事にあつては、阿波市内に主たる営業所を有する者以外と下請契約する場合は、阿波市内企業を選定できない理由を記載した文書を事前に監督員に提出しなければならない。

1-1-1-14 土木施工管理技術検定制度等の活用

1. 当初請負対象金額4,500万円以上9,000万円未満の土木一式工事または舗装工事
削除

2. 当初請負対象金額9,000万円以上の土木一式工事または舗装工事
削除

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

(1) 受注者は、「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」（以下「選任通知書」という。）を、総合評価落札方式の場合は落札候補者となった時点で工事発注担当者へ、その他の場合は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 14 日以内に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。ただし、共同企業体の場合は、代表構成員は現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を選任することとし、その他の構成員は主任技術者を選任することとする。なお、この選任通知書の提出後、その内容を変更しようとする場合は、監督員と協議しなければならない。また、監督員との協議により変更が認められたときは、変更日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 14 日以内に監督員に変更した選任通知書を提出し、確認を受けなければならない。

(2) 削除

(3) 受注者は、選任通知書提出時に次のものを提示しなければならない。なお、提示物は写しでも可とする。

① 現場代理人と受注者（共同企業体の場合は代表構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等）。

② 主任技術者又は監理技術者と受注者（共同企業体の場合は各構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等）。ただし、監理技術者資格者証で確認できる場合は、この限りでない。なお、入札参加資格として技術者の専任配置が求められた工事における主任技術者又は監理技術者は、開札日（随意契約は見積書提出日）以前に受注者と 3 ヶ月以上の雇用関係がなければならない。

(4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

① 主任技術者又は監理技術者の資格又は実務経験

・建設業法第 7 条第 2 号ハ、及び同法第 15 条第 2 号イ又はハに該当する有資格者（土木施工管理技士等）については、技術者取得資格証明書（技術検定に合格した者については、合格証明書受領までの期間（合格通知書の交付日より半年程）は合格通知書で可）

・建設業法第 7 条第 2 号イ又はロ、及び同法第 15 条第 2 号ロに該当するものについては、実務経験証明書

② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が 5,000 万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

7. その他、現場代理人及び主任技術者等に関する取扱いについて

受注者は、上記 1～6 のほか、現場代理人及び主任技術者等に関する取扱いについては、阿波市が定める「現場代理人、主任技術者等の適正な配置について」「現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱要領」によらなければならない。

1-1-1-16 受発注者間の情報共有

発注者及び受注者は、受発注者間の設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、受注者、発注者が一堂に会する会議を施工者が設計図書の照査を実施した後及びその他必要に応じて開催することを協議できる。

1-1-1-19 工事の一時中止

4. 「徳島県土木工事の一時中止に係るガイドライン（案）」について

発注者及び受注者は、上記 1 ～ 3 のほか、工事の全部又は一部の施工について一時中止する場合は、「徳島県土木工事の一時中止に係るガイドライン（案）」を参考とする。

1-1-1-20 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

なお、発注者又は監督員と受注者は、設計図書の変更に係る業務の円滑化を図るため、

「阿波市土木工事設計変更ガイドライン」に基づき、対等の立場で合議し、信義に従って誠実に契約を履行するものとする。

1-1-1-21 工期変更

1. 一般事項

約款第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 22 条第 1 項、第 23 条第 1 項及び第 41 条第 2 項の規定に基づく工期の変更について、約款第 24 条第 1 項の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。

1-1-1-24 建設副産物

2. マニフェスト

受注者は、建設副産物が搬出される工事においては、建設発生土は建設発生土搬出調書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は受渡確認票（電子マニフェスト）により、適正に処理されていることを確かめるとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。また、産業廃棄物管理票又は受渡確認票の写しを工事しゅん工検査請求書提出時までに監督員に提示しなければならない。

なお、当初契約図書に明記された搬出先から変更があり、かつ、搬出先が建設発生土処分場である場合は、監督員に建設発生土処分場確認書を提出しなければならない。

8. 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、一定規模以上の工事においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

1-1-1-25 監督員による確認及び立会等

4. 遵守義務

受注者は、約款第 9 条第 2 項第 3 号、第 13 条第 2 項又は第 14 条第 1 項若しくは同条第 2 項の規定に基づき、監督員の立会を受け、材料の確認を受けた場合にあっては、約款第 17 条及び第 32 条に規定する義務を免れないものとする。

5. 段階確認

段階確認は、阿波市が定める「土木工事における段階確認実施要領」に基づいて行うものとする。

1-1-1-28 工事完成図書等の納品

1. 工事完成図書の納品

(1) 受注者は、約款、共通仕様書等に規定する書類を監督員に提出しなければならない。
なお、様式が定められていないものは、監督員の指示によらなければならない。

(2) 削除

2. 電子納品

削除

1-1-1-29 しゅん工検査

6. 検査対応

受注者は、阿波市工事検査規程に基づく軽微な破壊検査が行えるよう準備しなければならない。この場合において、検査における掘削、破壊、削孔、抜き取り等の箇所は、検査後、直ちに復旧しなければならない。

1-1-1-30 部分払検査等

7. 中間前払金の請求

受注者は、約款第 35 条に基づく中間前払金の請求を行うときは、公共工事の中間前金払事務取扱要領に基づき中間前金払認定請求書及び工事履行報告書を作成し、当該中間前払金に関する保証契約に係る保証証書を添えて、工事発注担当者に提出しなければならない。

1-1-1-31 中間検査

1. 一般事項

受注者は、阿波市工事検査規程に基づく、中間検査を受けなければならない。

1-1-1-33 施工管理

3. 標示板の設置

受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事目的、工期、発注者名、受注者名、連絡先、電話番号等を記載した標示板（工事看板）を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去する。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員と協議し、しかるべき処置を講じなければならない。

なお、標示板の記載にあたっては、実際の現場作業期間や時間帯など、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとする。

また、記載内容については、工事内容に応じて、阿波市が定める「工事現場における標示施設等の設置基準」を参考にするものとする。

9. 工事情報共有化

削除

12. 賃金水準確保等に関するポスター掲示

受注者は、監督員から技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスターの掲示指示があった場合、工事関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況について工事写真として提出しなければならない。

1-1-1-35 週休二日の対応

受注者は、原則、週休二日に取り組むよう努めなければならない。

1-1-1-36 工事関係者に対する措置要求

2. 技術者に対する措置

発注者又は監督員は、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1-1-1-37 工事中の安全確保

6. 架空線等事故防止対策

受注者は、架空線等上空施設の位置及び占用者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行わなければならない。

1-1-1-40 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。

1-1-1-43 交通安全管理

16. 交通誘導警備員の勤務実績報告

受注者は、交通誘導警備員を配置した場合は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、1ヶ月ごとに勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、監督員に提出しなければならない。

なお、受注者は、合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員に提出しなければならない。また、検定合格警備員は、当該業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

1-1-1-55 阿波市内産技術等の優先使用

受注者は、阿波市内企業が開発した技術等（技術、材料、工法）を優先して使用するよう努めるものとし、使用できない場合は、県内企業が開発した技術等（技術、材料、工法）を優先して使用するよう努めるものとする。

1-1-1-57 しゅん工標の設置

削除

1-1-1-60 暴力団等からの不当要求又は工事妨害の排除

受注者は、工事の施工に関し、暴力団等から不当要求又は工事妨害を受けた場合には、阿波市が定める「暴力団等による建設工事への不当介入対応マニュアル」により対応しなければならない。

1-1-1-62 市内在住者の優先雇用【追加項目】

受注者は、工事の施工に際して、作業員等の雇用を必要とする場合は、阿波市内に住所を有する方を優先して雇用するよう努めなければならない。

第3章 無筋・鉄筋コンクリート

第3節 レディーミクストコンクリート

1-3-3-2 工場の選定

5. 阿波市内の工場の選定【追加項目】

受注者は、レディーミクストコンクリートを使用する工事を施工する場合、阿波市内の工場から出荷されたレディーミクストコンクリートを使用するよう努めなければならない。

第2編 材 料 編

第1章 一般事項

第3節 阿波市内産資材等

2-1-3-1 阿波市内産資材の原則使用

1. 一般事項

受注者は、建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として阿波市内産資材の使用に努め、使用できない場合は県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

なお、WTO対象工事については、阿波市内産資材及び県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。

阿波市内産資材【県内産資材】（次のいずれかに該当するもの）

① 材料の主な部分を阿波市内産出【県内産出】の原材料を使用している製品

② 阿波市内【徳島県内】の工事で加工、製造された製品

注1 部材、部品が阿波市外製品【県外製品】であっても、阿波市内の工場【県内の工場】で加工製造した製品（二次製品）であれば阿波市内産資材【県内産資材】として取り扱う。

注2 阿波市内企業が市外【県内企業が県外】に立地した工場（自社工場）で加工製造した製品も阿波市内産資材【県内産資材】として取り扱う。

注3 徳島県土木工事共通仕様書、公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。

※県内産資材については【】内の記載内容で読み替えるものとする。

2. 阿波市内産資材等を使用できない場合の理由書の提出

受注者は、阿波市内産資材以外の資材を使用する場合は、事前に監督員へ阿波市内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料の提出が必要か確認を行い、指示に従うものとする。

また、受注者は、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員へ提出し、承諾を得なければならない。

2-1-3-2 阿波市内産原材料等の優先使用

受注者は、建設資材を使用する工事を施工する場合、阿波市内産出の原材料を用いた資材を優先して使用するよう努めるものとし、使用できない場合は、県内産出の原材料を用いた資材を優先して使用するよう努めるものとする。

2-1-3-3 阿波市内企業調達資材等の優先使用

受注者は、阿波市内に主たる営業所を有する者から調達した資材（以下「阿波市内企業調達資材」という。）を優先して使用するよう努めるものとし、使用できない場合は、県内に主たる営業所を有する者から調達した資材（以下「県内企業調達資材」という。）を優先して使用するよう努めるものとする。

なお、阿波市内企業調達資材以外を使用する場合は、事前に監督員へ阿波市内企業調達資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料の提出を行い、指示に従うものとする。

また、県内企業調達資材以外を使用する場合は、県内企業調達資材を使用できない理由書を記載した書面及び確認資料を事前に監督員へ提出しなければならない。

2-1-3-4 阿波市内産再生砕石の原則使用

受注者は、再生砕石を使用する工事を施工する場合、阿波市内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用するものとし、使用できない場合は、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を使用しなければならない。

第2章 土木工事材料

第4節 木材

2-2-4-2 阿波市産木材等の使用

1. 阿波市産等の木製型枠の使用

受注者は、コンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として阿波市産木材を使用した型枠（阿波市産木製型枠）の使用に努め、使用できない場合は、県産木材を使用した型枠（県産木製型枠）を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

2. 工事看板等への阿波市産木材等の使用

受注者は、工事において使用する工事看板・バリケード等については、阿波市産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努め、使用できない場合は、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めるものとする。

3. 産地証明書類の提出

受注者は、阿波市産木材又は県産木材を使用する場合は、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しを監督員へ提出しなければならない。ただし、県内の森林から直接調達するなど、「産地認証」証明書がない場合は、木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。

第3編 土木工事共通編

第1章 一般施工

第3節 共通的工種

3-1-3-25 銘板工

1. 橋名板

受注者は、親柱又は袖柱の橋名板を次の位置に取り付けなければならない。

- (1) 漢字の橋名は、阿波市役所に向かって左側か若しくは道路起点側から見て左側親柱の正面とする。
- (2) しゅん工年月は、阿波市役所に向かって右側か若しくは道路終点側から見て左側親柱の正面とする。
- (3) ひらがなの橋名は、阿波市役所を背にして橋に向かって左側か若しくは道路終点側から見て右側親柱の正面とする。
- (4) 河川名等は、阿波市役所を背にして橋に向かって右側か若しくは道路起点側から見て右側親柱の正面とする。

3-1-3-34 境界工

3. 設置位置

受注者は、境界杭（鉋）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「阿波市」が内側（官地側）になるようにしなければならない。

第14節 法面工（共通）

3-1-14-2 植生工

19. 契約不適合責任期間

植生における約款第42条第2項の契約不適合責任期間は1年間とする。

第6編 河川編

第1章 築堤・護岸

第11節 付帯道路工

6-1-11-10 集水枿工

集水枿工の施工については、第3編3-1-3-30 集水枿・マンホール工の規定による。

第3章 築堤・護岸

第1節 付帯道路工

3. 適用規定（2）

構造物撤去工、仮設工は、第3編第1章第9節構造物撤去工、第10節仮設工の規定による。

第7節 水路工

6-3-7-4 集水枿工

集水枿工の施工については、第3編3-1-3-30 集水枿・マンホール工の規定による。

第8章 河川維持

第6節 構造物補修工

6-8-6-4 ボーリンググラウト工の施工

14. コーキングの実施

受注者は、注入中、堤体等にセメントミルクの漏えいを認めたときには糸鉛、綿鉛、モルタルによりコーキングを行わなければならない。

第9章 河川修繕

第7節 管理用通路工

6-8-6-4 排水構造物工

2. 適用規定 (2)

排水構造物工のうち、集水枳工、人孔、蓋の施工については、第3編 3-1-3-30 集水枳・マンホール工の規定による。

第7編 河川海岸編

第1章 堤防・護岸

第5節 護岸基礎

7-1-5-6 海岸コンクリートブロック工

6. 養生

受注者は、コンクリート打設後の施工については、第1編 1-3-6-9 養生の規定によらなければならない。

なお、養生用水に海水を使用してはならない。

第12節 排水構造物工

7-1-12-4 集水枳工

集水枳工の施工については、第3編 3-1-3-30 集水枳・マンホール工の規定による。

第14節 付帯道路工

7-1-14-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第3編 3-1-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

7-1-14-9 集水枳工

集水枳工の施工については、第3編 3-1-3-30 集水枳・マンホール工の規定による。

第9編

第3章

第4節

9-3-4-7 注入

10. 漏えい対策

受注者は、注入中、岩盤表面等へのセメントミルクの漏えい等に注意をはらい、セメントミルクの漏えいを認めたときには、糸鉛、綿糸、モルタルによりコーキングを行わなければならない。

第10編 道路編

第1章 道路改良

第1節 適用

2. 適用規定 (1)

道路土工、構造物撤去工、仮設工は、第1編第2章第4節道路土工、第3編第1章第9節構造物撤去工、第10節仮設工の規定による。

第2章 舗装

第7節 踏掛版工

10-2-7-1 一般事項

3. 適用規定

受注者は、踏掛版工の施工については、「道路土工―盛土工指針」（日本道路協会）の踏掛版及び施工の規定、第10編 10-2-7-4 踏掛版工の規定によらなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。